

推薦決定
自民党・公明党

吉岡 まさかず 政和

西宮市政への 信頼を取り戻す!

政治団体
We ❤ NISHINOMIYA 2018年
3月号

編集・発行元 大迫康二 〒662-0051 西宮市羽衣町5番13号ワジュール夙川ビル5階 TEL:0798-22-0852



私は西宮市で生まれ育ち、市議会議員、

県議会議員と経験を積んでまいりました。すべては、愛するふるさと、
西宮市をもっとよくしたいという想いに突き動かされての道なりでした。

西宮市は民間の「住みたい街ランキング」において、5年連続で関西
1位に選ばれるなど、街としてのブランド力があります。しかしこ数年は、
号泣県議や市長の暴言などのスキャンダルによって、不名誉な形で全国的な
話題となってしまいました。また、国政でも森友文書の書き換えという、
あってはならない不祥事が起こっています。こうした行政への信頼を損なう
不祥事を二度と起こさないために、西宮市の公文書管理や情報公開を
徹底的に見直し、改善してまいります。

西宮市がこれからも「選ばれつづける街」であるために、スキャンダル
ではなく「日本一住みよいまち」として話題になるよう、議会との健全な
緊張関係を維持し、安定した市政運営を行うことで、皆様の信頼を取り
戻してまいります。

吉岡 政和



政治団体 We ❤ NISHINOMIYA とは?
誰もが安心して住み続けられる西宮をもっと良くするために、それぞれの立場で街づくりに関わってい
こうと有志で立ち上げたグループです。活動を通して普段なかなか考えない西宮の街づくりの未来を
一緒に考えてみませんか?興味のある方は是非お気軽にご連絡ください。

重点政策

選ばれ続けるまち、西宮の実現へ!!

公文書管理・情報公開の徹底

日本で公文書管理法が施行されてから7年、公文書の管理方法などを巡り、
全国の自治体で条例が制定されてきました。今回の森友文書改ざん問題をきっ
かけに、改めて西宮市の公文書管理のあり方を見直す必要があります。

実は、西宮市には公文書管理についての条例がなく、行政の内部規則である
「西宮市文書取扱規程」に基づき公文書の管理が行われているのが現状です。
他市の例ですと、滋賀県草津市は公文書管理法の趣旨にのっとり、2013年から
「草津市市政情報の管理に関する条例」を施行しています。また、神奈川県相模原市は、保存期間が過ぎた歴史的公文書の管理も定めた「横浜市公文書管理
条例」を2014年から施行しています。

公文書は自治体と市民との共有財産です。どのような公文書が存在し、どのように
管理され、どうすれば利用できるのかについて、西宮市の更なる情報公開の
徹底が求められています。公文書管理のルール改善や、ルールに違反した場合の
罰則なども検討し、透明性の高い行政運営を目指します。



高齢者福祉・障害者福祉の充実

現在、高齢者や障害をお持ちの方を対象とした福祉サービスは、度重なる制度の
変更を経て、大変分かりにくいものとなっています。その中で、一人ひとりの生活
課題を聴き取り、必要とするサービスにスムーズにつなぐための相談支援の重要性が高まっています。

西宮市では「高齢者あんしん窓口」や「障害者総合相談支援センターにしのみや」
を主な相談窓口として、医療・介護や権利擁護などの専門相談を主とする「在宅
療養相談支援センター」や「高齢者・障害者権利擁護支援センター」などとも連携し、
必要なサービスにつなげています。

今後も高齢者や障害をお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らし
続けられるよう、相談支援機関の更なる体制強化を図り、相談支援体制の充実
に取り組みます。また、これらの方々の単身世帯が増えることも想定し、見守り
体制の担い手となる地域住民の負担も考慮した、新たな見守り体制の構築にも
取り組みます。

